



- 「働き方改革」と言われる、労働基準法等の改正が19年4月より具体的に開始されます。生産性を上げるためには、無理・無駄を省くことも必要ですが、「機械化」や「頑張り」だけではどうしようもありません。(1)いわゆる“おもてなし”に対する対価をいただけるようにすること、(2)従業員の自己肯定感や、権限と責任の委譲が問われる改革と考えています。

改正労働基準法Q&Aが公開されました

- ▶ 平成31年3月13日に厚生労働省より『改正労働基準法に関するQ&A』が公表されました。このQ&Aは本年4月1日から順次施行される「働き方改革関連法による労働基準法の改正」についての重要事項がまとめられています。
- ▶ Q&A全体としては①フレックスタイム制関係、②時間外労働の上限規制関係、③年次有給休暇関係、④労働条件の明示の方法関係、⑤過半数代表者関係、⑥その他となっています。
- ▶ 特に年次有給休暇については企業規模を問わず対応を迫られるため、Q&Aをもとによくある質問を確認してみましょう。

年次有給休暇についてのQ&A(抜粋)

- Q** 4/1入社の新入社員に対して、入社日に10日以上の有給を付与し、以降は年度単位で管理している場合の基準日はいつになりますか。
- A** この場合は4/1が基準日となります。
- Q** 出向者については、出向元・出向先のどちらが年5日の取得義務を負いますか。また派遣労働者についてはどうでしょうか。
- A** 在籍出向の場合は労働基準法上の規定はなく、出向元・出向先・労働者の3者間での取り決めによります。移籍出向の場合は出向先との間にのみ労働契約関係があることから、出向先において10日以上有給休暇が付与された日から1年間について5日の時季指定する必要があります。また派遣労働者については派遣元で管理する必要があります。
- Q** 労働者自らが半日単位もしくは時間単位で取得した年次有給休暇の日数分については年5日の年次有給休暇から控除することができますか。
- A** 半日単位で年次有給休暇を取得した日数分については0.5日として控除できますが、時間単位で年次有給休暇を取得した日数分については控除できません。
- Q** 法定の有給休暇に加えて、取得理由や取得時季が自由で有給休暇と同じ賃金が支給される「リフレッシュ休暇」を毎年労働者に付与し、付与日から1年間利用できることとしています。この「リフレッシュ休暇」の取得した日数分は年5日の年次有給休暇の日数から控除できますか。
- A** 毎年、年間を通じて労働者が自由に取得でき、その要件や効果について当該休暇の付与日からの1年間において法定の年次有給休暇の日数を上乗せするものであれば当該休暇を取得した日数分については年5日の年次有給休暇の日数から控除して差し支えありません。
- Q** 年5日取得が出来なかった労働者が1名でもいたら、罰則が科されるのでしょうか。
- A** 法違反として扱うこととなりますが、労働基準監督署の監督指導において、法違反認められた場合は、原則としてその是正に向けて丁寧に指導し、改善を図っていただくこととしています。

- 労使協定を締結することが必須ではなく、有給休暇を1年間で5日取得できていれば法の要請はクリアできています。例えば、シフト勤務の会社の場合は、シフトを入れる際に「社員番号が偶数の人は偶数の月に、奇数の人は奇数の月に計画的有給を1日入れてください。」などという形で促進を促すようにしていくと、有給休暇も取得しやすくなります。





「健康保険料率」「雇用保険料率」などが公表されました

- 平成31年3月分(4月納付分)から全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率と介護保険料率が改定され、主に3月・4月の給与計算に影響してきます。協会けんぽ以外にもこの時期に料率を変更する健康保険組合も多数ありますので、自社の明細を確認し、正しく保険料率が反映されているかをご確認ください。
 - 健康保険料率は都道府県ごとに料率が異なります。詳細については協会けんぽのウェブページをご参照ください。ちなみに東京都は49.5/1000から変更はなく、神奈川・埼玉・千葉などは料率が下がっていますのでご確認ください。
 - また協会けんぽの介護保険料率については7.85/1000→8.65/1000に改定され、こちらは全国一律です。社会保険の料率変更は当月徴収や翌月徴収などによって料率を反映させるタイミングが変わってきますので、この時期の給与計算は特に注意が必要です。(いずれの料率も被保険者負担分)
- この時期に雇用保険料率も公表されており、平成31年度の料率は平成30年度から変更はなく、一般の事業であれば3/1000(労働者負担)6/1000(事業主負担)となっています。
- 次に厚生年金保険の料率は・・・とはならず、こちらは年金制度改正に基づき平成16年から段階的に引き上げられていましたが、平成29年9月に引き上げが終了し、91.5/1000(被保険者負担分)で固定されています。



□ いくつかのお給料から保険料率を変更するのか各社のルールによって異なります。毎年のイベントになりますし、社員を入社させるたびに、どっちだっけ???と戸惑うケースもありますので、保険料率の変更のタイミングについてはきちんと管理しておきましょう。

～今月のおすすめ～

★さんぴん茶プリン★

さんぴん茶とは
沖縄で飲まれる
ジャスミン茶の一つです

【材料(5～6個分)】

- さんぴん茶葉:15g
- お湯(a):100cc
- 牛乳:500cc
- 砂糖:55g
- 粉ゼラチン:8～9g
- お湯(b):50cc

【作り方】

- ① 鍋に茶葉とお湯(a)を入れ、茶葉をふやかす
- ② ①に牛乳を加えて火にかけ沸騰寸前まで温めたら、ザルで漉しながら、ボウルに移す
- ③ ②に、砂糖とお湯(b)で溶かしたゼラチンを加えてよく混ぜ、粗熱を取る
- ④ カップに均等に注ぎ入れ、冷蔵庫で2時間ほど冷やし固める

お好みに、カラメルソースを掛けたり
粉末黒糖を掛けて、お召し上がりください



レシピ監修:玉城久美子(沖縄ライフスタイルアドバイザー)
<https://kumyokinawananlifestyle.ti-da.net/>

★おすすめ書籍のご紹介★

チーズはどこへいった？

Who Moved My Cheese ?

スペンサー・ジョンソン(著)
門田美鈴(著)



物語の中では、人にとっての『複雑さ』を描いた人間2人と、『単純さ』を描いたネズミ2匹がチーズを求めて迷路を彷徨い、本来人間よりも知性で劣るネズミの方が、チーズをいち早く手に入れています。この物語において【チーズ】とは、私たちが人生に求めている、仕事での成功・家族・恋人・お金・健康・人に認められることなどを象徴しています。

「チーズを見つけること」ではなく、「いつでも新しいチーズを探しに行けるよう、探知・順応していく」というスタンスをシンプルかつストレートに表現しています。日常に置き換えると、どここの会社・組織にも有りがちな話であるがゆえに、自分自身のこれまでとこれからに突き刺さるのではないかと思います。

かなり昔に流行した本書ですが、最近になってその後の物語として『迷路の外には何がある?』という本が発売されました。昔に読んだことがある方も、まだ読んでいない方も2冊あわせてご覧になってみてはいかがでしょうか。



社会保険労務士法人アイプラス 代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-plus.co.jp

受付時間 9:30～18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)

<http://sr-plus.co.jp/>

いかがでしょうか?引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。

-----YouTube YouTube やっています「youtube 社労士 アイプラス」で検索ください-----